

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第38号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「及び12月に支給する場合には100分の115」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「及び12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。